

高知市建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南海トラフ巨大地震に備え、不特定かつ多数の者が利用する大規模建築物の利用者及び避難弱者の安全並びに避難路及び避難所の機能の確保を図るため、建築物の耐震診断、補強設計及び耐震改修等を実施する当該建築物の所有者に対して、高知市建築物耐震対策緊急促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「要安全確認計画記載建築物」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項第1号の規定により公益上必要な建築物として、高知県耐震改修促進計画（平成29年12月18日高知県策定）に記載された建築物又は記載されることが確実な建築物（以下「要安全確認計画記載建築物（防災拠点）」という。）、その敷地が同項第2号の規定により高知県耐震改修促進計画に記載された道路に接し、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（以下「要安全確認計画記載建築物（高知県指定緊急輸送道路等沿道）」という。）又はその敷地が法第6条第3項第1号の規定により高知市耐震改修促進計画（平成31年3月策定）に記載された道路に接し、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（以下「要安全確認計画記載建築物（高知市指定緊急輸送道路等沿道）」という。）をいう。

2 この要綱において「耐震診断」とは、法第7条の規定により行う耐震診断をいう。

3 この要綱において「補強設計」とは、耐震診断の結果「倒壊の危険性がある」と判断された建築物について、地震に対して安全な構造（要安全確認計画記載建築物（防災拠点）にあつては、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保する構造等（別表第1に定める要件を満たす構造等をいう。）をいう。以下同じ。）となる設計を行うことをいう。

4 この要綱において「耐震改修等」とは、補強設計に沿って行われる耐震改修（天井の耐震改修を除く。以下同じ。）又は建替え（要安全確認計画記載建築物（高知県指定緊急輸送道路等沿道）及び要安全確認計画記載建築物（高知市指定緊急輸送道路等沿道）にあつては、除却を含む。）を行い、地震に対して安全な構造とすることをいう。

ただし、建替えに関する事業については、下記の要件を満たすものとする。

(1) 建替え後の建築物（居室を有するものに限る）は、原則として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域」又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）」外に存すること。

(2) 建替え後の建築物は、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。

5 この要綱において「補助対象建築物」とは、市内に存する要安全確認計画記載建築物で、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。

(2) 建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の耐震関係規定に適合しない建築物であつて、同法第3条第2項の規定の適用を受けているものであること。

(3) 国、地方公共団体その他公的機関が一棟の全部又は一部を所有又は区分所有する建築物でないこと。

(4) この要綱に基づく補助金のほか、国、地方公共団体その他公的機関から同種類補助金等の交付を受けていない建築物であること。

6 この要綱において「耐震診断事業」とは、補助対象建築物の耐震診断（既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録した耐震判定委員会又は市長が認める機関（以下「第三者機関」という。）による評定を受けたものに限る。）を行う事業をいう。

7 この要綱において「補強設計事業」とは、補助対象建築物の補強設計（建替えにより地震に対して安全な構造とする場合以外は第三者機関による評定を受けたものに限る。）を行う事業をいう。

8 この要綱において「耐震改修事業」とは、補助対象建築物の耐震改修等を行う事業をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象建築物の所有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合及び県税、市税等を滞納している場合は、補助金の交付の対象としない。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う耐震診断事業、補強設計事業及び耐震改修事業とする。ただし、令和8年3月31日までに着手する事業（耐震改修事業にあっては、当該期日までに補強設計事業に着手し、原則として補強設計事業の完了の日から起算して5年を経過した日までに耐震改修事業に着手する事業）に限る。

（補助対象経費、補助限度額及び補助率）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助限度額及び補助率は、別表第2に定めるとおりとする。

（補助金額）

第6条 補助金額は、補助対象経費の額又は補助限度額のいずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 補助対象者は、前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（第5条の補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた金額をいう。以下同じ。）があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

3 補助対象者は、補助対象事業が複数年度にわたるときは、各年度ごとに第1項の申請をしなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないときとは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(変更承認等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第3号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金額の増減を伴わない変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の補助事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(繰越承認申請)

第11条 補助事業者は、補助事業が補助金の交付決定の日の属する年度内に完了し難いと認められ、当該事業を翌年度に繰越す必要が生じたときは、所定の補助事業繰越承認申請書により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、繰越しの可否を決定し、所定の補助事業繰越承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定により市長の承認を受けた場合は、補助金の交付決定の日の属する年度の3月31日までに所定の年度終了実績報告書により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

2 第7条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、前項の報告に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第14条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第6号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 第7条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、第12条第1項の報告の後に、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(同条第2項の規定により減額して報告した場合は、減額した金額を超える金額)を速やかに所定の消費税仕入控除税額等報告書により市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(財産処分の制限等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)については、補助事業完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間(以下「処分制限期間」という。)内において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

3 補助事業者は、前項に規定する市長の承認を受けて財産を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。

(調査等)

第18条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第19条 補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、財産のうち処分制限期間を経過しないものに係る関係書類については、当該処分制限期間を経過するまで保管しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月13日から施行し、この要綱による改正後の高知市建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成26年1月24日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月5日から施行し、この要綱による改正後の高知市建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成26年3月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月11日から施行し、この要綱による改正後の高知市建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年4月9日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和元年6月6日から施行し、この要綱による改正後の高知市建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第4条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定（第4条を除く。）は、この要綱の施行の日以後に交付決定を受ける補助金について適用し、同日前に交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和元年12月10日から施行し、この要綱による改正後の高知市建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱の規定は、令和元年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 補助金の交付決定を受けた事業のうち、補助金の交付の対象となる経費に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第3条の規定による改正前の消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率による消費税に相当する金額を含むものに係る補助限度額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行し、この要綱による改正後の高知市建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月6日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市建築物耐震対策緊急促進事業費補助金の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、設計等に着手している事業については、なお従前の例によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、設計等に着手している事業については、なお従前の例によることができる。

別表第1（第2条関係）

要安全確認計画記載建築物（防災拠点耐震改修計画基準）

項目	要件	
防災拠点としての地震の揺れに対する安全性を確保するための構造等	右欄のいずれかの構造とするものであること。	免震工法等特殊な工法
		建築基準法において必要とされる耐震性能を1.0とした場合、1.25以上となる高い耐震性能を有する構造
防災拠点としての機能を確保するための設備等	右欄のいずれかの機能又は設備等を1以上備えたものであること。	被災者等の受入れスペースの整備
		備蓄倉庫の整備
		発電設備又は蓄電池設備
		貯水槽、防災井戸等の設備
防災拠点として活動するための災害協定等	右欄のいずれかを備えたものであること。	災害協定を締結しているか又は締結することが確実であること。
		B C P（事業継続計画）を策定しているか又は策定することが確実であること。

別表第2（第5条関係）

補助対象事業名	耐震診断事業	補強設計事業	耐震改修事業
補助対象経費	補助対象者が行う補助対象建築物の耐震診断に要する経費（耐震診断に対する第三者機関による評定手数料を含む。）	補助対象者が行う補助対象建築物の補強設計に要する経費（補強設計に対する第三者機関による評定手数料を含む。）	補助対象者が行う補助対象建築物の耐震改修等に要する経費
補助限度額	1 床面積1,000平方メートル以内の部分は、床面積1平方メートル当たり3,670円 2 床面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分は、床面積1平方メートル当たり1,570円 3 床面積2,000平方メートルを超える部	耐震改修事業の補助限度額に別表第3設計料率表により算定した基本設計料率と建築設計料率の合計数を乗じて得た額	1 耐震化が必要な建築物の床面積1平方メートル当たり51,200円（当該建築物が鉄骨造等であり、かつ、I s 値が0.3未満である場合は、56,300円）。ただし、住宅（マンションを除く。）にあつては34,100円、マンションにあつては50,200円（当該建築物が鉄骨造等であり、かつ、I s 値が0.3未満である場合は、55,200円） 2 免震工法等特殊な工法による耐震改修の場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保する

	分は、床面積1平方メートル当たり1,050円 4 設計図書の復元、第三者機関の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、前3項の規定により求めた額に1,570,000円を限度として加算することができる。		ため、通常の1.25倍以上の耐震性を確保する必要があると市長が認める建築物（住宅を除く。）に係る耐震改修の場合は、前項にかかわらず耐震化が必要な建築物の床面積1平方メートル当たり83,800円 3 免震工法等特殊な工法による建替え（住宅に係るものを除く。）の場合は、第1項の規定により求めた額に、耐震化が必要な建築物の床面積1平方メートル当たり32,600円を限度として加算することができる。ただし、免震工法等特殊な工法及び建替えのために要する経費で市長が必要と認めたものに限る。
補助率	10分の10	10分の10	5分の4

備考

- この表において「鉄骨造等」とは、木造以外の鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の構造をいう。
- この表において「I s 値」とは、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める鉄骨造等の建築物に係る構造耐震指標をいう。
- この表において「住宅」とは、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。
- この表において「マンション」とは、共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。

別表第3 設計料率表

耐震改修事業の補助限度額（B） （単位：百万円）	設計料率（単位：パーセント）	
	基本設計料率 （小数点第3位以下は、切捨て）	建築設計料率 （小数点第3位以下は、切捨て）
B ≤ 100	2.81	11.11
100 < B ≤ 500	$2.81 - 0.88 \times (B - 100) / 400$	$11.11 - 3.77 \times (B - 100) / 400$
500 < B ≤ 1,000	$1.93 - 0.29 \times (B - 500) / 500$	$7.34 - 1.18 \times (B - 500) / 500$
1,000 < B ≤ 2,000	$1.64 - 0.25 \times (B - 1,000) / 1,000$	$6.16 - 0.98 \times (B - 1,000) / 1,000$
2,000 < B ≤ 3,000	$1.39 - 0.12 \times (B - 2,000) / 1,000$	$5.18 - 0.52 \times (B - 2,000) / 1,000$
3,000 < B ≤ 5,000	$1.27 - 0.15 \times (B - 3,000) / 2,000$	$4.66 - 0.55 \times (B - 3,000) / 2,000$
5,000 < B ≤ 10,000	$1.12 - 0.16 \times (B - 5,000) / 5,000$	$4.11 - 0.67 \times (B - 5,000) / 5,000$
10,000 < B ≤ 25,000	$0.96 - 0.19 \times (B - 10,000) / 15,000$	$3.44 - 0.70 \times (B - 10,000) / 15,000$
25,000 < B	0.77	2.74